

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和３年度実績）

施 設 名	宇都宮市北山霊園		
所 在 地	宇都宮市岩本町４８３番地		
根拠条例等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号） 宇都宮市墓園条例（昭和３９年宇都宮市条例第１号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成３９年宇都宮市規則第４号）		
設置年月日	昭和３９年３月		
設置目的・業務内容	設置目的	北山霊園は，宇都宮市墓園条例（昭和３９年条例第１号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として，市民の墓地需用に応えるため，墓地供給を行うとともに，利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	1 施設の運営に関する業務 （1）墓地，納骨堂に関する業務 （2）各種届出の受付業務 （3）霊園，納骨堂に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 （1）施設の保守管理業務 （2）施設で保有している附帯設備，備品の維持管理業務 （3）樹木，芝生等植栽の維持管理業務 （4）清掃，警備，防災に関する業務	
開館時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで（管理事務所）		
休館日	１２月２９日から翌年１月３日まで（管理事務所）		
現在の指定管理者		栃木県造園建設業協同組合	
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	３９，５１９千円	
	使用料，管理手数料収入	７０，５２４千円	
利用者数(のべ人数)		８，２００人	
施設構造	鉄筋コンクリート造２階建て（管理事務所）		
敷地面積 （㎡）	３７９，０００㎡	延床面積 （㎡）	３６２．８８㎡（管理事務所）

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓 所	—	4 6 , 4 9 8
	園 路	—	1 3 5 , 1 6 0
	緑 地	—	1 9 1 , 3 4 2
	管理事務所（建築面積）	—	2 6 4
	屋外トイレ 1 か所（下水）	—	3 2 . 5
	屋外トイレ 2 か所（汲取り）	—	1 8
	給排水受水槽	—	2 1 . 5 9
	高置水槽	—	5
	児童公園	—	1 , 2 8 5
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数（8 , 3 7 9 基）		
	和式墓地		
	第1種（2 0 ㎡） 8 9 基		
	第2種（1 2 ㎡） 6 1 1 基		
	第3種（ 6 ㎡） 3 , 3 4 1 基		
	第4種（ 4 ㎡） 4 , 3 3 8 基		
	事務所内施設		
	納骨堂，事務室，作業員控室，礼拝堂，給湯室等		
	納骨堂の種類と設置数		
	短期納骨堂：大（4 体収蔵） 2 4 基		
	短期納骨堂：小（1 体収蔵） 2 0 3 基		
	児童公園		
	ブランコ，滑り台，ベンチ等		